

介護保険事業者における事故発生時の東村山市取扱基準

1 目的

この取扱基準は、介護保険サービスを行う介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「事業者」という。）が利用者に対する介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに東村山市、利用者の家族及び、当該利用に係る居宅介護支援事業者等に報告し、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

2 報告の範囲

(1) サービスの提供による利用者のケガや死亡事故等（以下「ケガ等」という。）

①「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。なお、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいて、利用者が施設内にいる間は「サービスの提供中」とする。

②ケガ等とは、死亡事故のほか、転倒・転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等で医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）、又は入院したものを原則とする。ただし擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。

③異食及び事業者が管理している薬の誤与薬等

④離設

⑤事業者側の責任や過失の有無は問わない。（利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も含む。）

／例：利用者間同士のトラブル、交通事故等

(2) 感染症、食中毒、及び疥癬

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち原則として（1）. 1・2・3・4・5類の感染症（ただし、5類の定点把握感染症を除く）及び（2）. 新型インフルエンザ等感染症、（3）. （1）に相当する指定感染症（4）. 新感染症とする。又疥癬については、発生したと認められる場合に報告する。

なお、これらについて、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

(3) 職員（従事者）の法令違反・不祥事等

利用者の処遇に影響があるもの。

／例：利用者の預り金の横領、個人情報の漏洩

(4) その他

震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故。

3 報告の手順

(1) 事業者は、第一報を速やかに市、家族、当該居宅介護支援事業者に「電話」により報告する。併せて、市には、別紙様式「事故報告書」を1から6まで可能な限り記載し、遅くとも5日以内を目安に報告する。

(2) 事故が終結した場合は、市並びに居宅介護支援事業者にも「事故報告書」(最終報告)を提出する。

ただし、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、文書にて報告書を提出する。

4 報告先

(1) 被保険者の属する保険者

(2) 東村山市役所

(3) 当該居宅介護支援事業者

注 報告には利用者個人の情報が含まれるため、その取り扱いに十分注意するものとする。

5 対応

東村山市は報告を受けた場合、事故にかかる状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、必要な対応を行なう。

また、必要に応じては、他の保険者や東京都及び国民健康保険団体連合会と連携を図る。

6 実施日

令和3年5月10日からとする。